

厚生労働省  
岐阜労働局発表  
平成20年10月24日

担当 者	職業安定部 課長 課長補佐 電話	職業安定課 西尾義男 大野一広 058-263-5519
---------	---------------------------	---------------------------------------

## 関公共職業安定所における個人情報の紛失について

岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）は、関公共職業安定所（所長 村木宜弘）における個人情報（雇用保険受給資格者証）の紛失事案について、下記のとおり、事実関係を確認し、必要な措置を講ずることとしましたので、概要をお知らせします。

### 1 概要

職業訓練を受講中の雇用保険受給者の雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を紛失したものの。

資格者証に記載されていた個人情報は、氏名、年齢、生年月日、住所、雇用保険取得年月日、離職年月日、所定給付日数、基本手当日額、振込先金融機関番号、支店番号、口座番号等である。

### 2 経過

- （1）平成20年9月16日（火）、関公共職業安定所（以下「関所」という。）の職業紹介部門の職員が、雇用保険受給者であるAさんに対し、9月17日（水）から行われる職業訓練を受講するよう指示を行った。
- （2）同日、雇用保険を担当するB職員は、同指示に基づき、同日までの失業の認定を行うため、Aさんから資格者証と失業認定申告書の提出を受け、資格者証にその日までの失業給付金の金額を印字し、資格者証の写しをAさんに手交した。
- （3）10月1日（水）、B職員は、公共職業能力開発施設（以下「訓練施設」という。）からの報告（公共職業訓練等受講証明書）に基づき、Aさんが訓練を受講している期間と訓練施設に通う手当の金額を資格者証に記入するため、雇用保険受給者の資格者証を保管してある書庫を探したが、Aさんの資格者証を発見できなかった。
- （4）同日、B職員は、9月16日（火）にAさんに対し資格者証の写しを手交した際、原本も併せて手交した可能性があると考えたため、電話によりAさんにその事実の照会を行った。
- （5）10月9日（木）、B職員は、Aさんが資格者証の原本を保管していないことを確認し、他の職員とともに、再度所内を念入りに探索したが、発見できず、紛失していることが明らかとなった。
- （6）10月10日（金）、所長とB職員は、Aさんに対し経過の説明と謝罪を行う

とともに、今後の個人情報漏えい防止の徹底について説明し、了解を得た。  
併せて、関警察署に遺失物届を提出した。

### 3 今後の対応策

(1) 関所においては、10月9日(木)、所長から雇用保険部門の職員に管理の徹底を指示するとともに、10月14日(火)、緊急説明会を実施し、所長から全職員に対して今回の紛失事案の発生経緯、問題点について説明するとともに、個人情報の管理の徹底について意識の喚起を図った。

また、10月22日(水)、23日(木)に、全職員に対し、個人情報の管理の重要性等についての研修会を実施した。

(2) 岐阜労働局においては、10月14日(火)、局長が、緊急に全公共職業安定所長を召集し、個人情報の管理の徹底について厳正に行うよう、直接指示をした。

また、今回の事案の経過等を署・所を含む局全体に情報提供し、個人情報の保護の重要性及びその漏えい防止に関する注意喚起を重ねて行うとともに、併せて、個人情報の適正な管理の徹底と再発防止について指示をした。